

# 千葉県高齢者虐待対応マニュアル

平成31年3月

千葉県健康福祉部



## はじめに

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、12年が経過しました。

この間、平成18年度に608件だった千葉県における高齢者虐待の通報件数は、平成29年度には1,609件と倍増しており、今後も高齢化に比例して増加していくことが見込まれています。

高齢者虐待件数の増加に応じ、生命に危険が及ぶ恐れのあるケースや表面に現れず気づきにくいケースなど、その内容も複雑化してきています。

中には、養護者の介護負担やストレスから虐待につながってしまう場合や、養護者自身も虐待行為と気づいていない場合なども見受けられ、市町村において対応に苦慮するケースも少なくありません。

高齢者虐待は重大な人権侵害であり、緊急に防止対策に取り組むべき課題です。早期発見や的確・迅速な対応がより一層求められてきています。

県では、平成30年3月に策定した「千葉県高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」において、「高齢者の権利擁護の推進」を重要な施策の一つと位置付け、市町村や地域包括支援センターの職員及び介護サービス事業者を対象とした研修や、困難事例に対して、千葉県弁護士会及び一般社団法人千葉県社会福祉士会の御協力のもと、個別ケース会議等に弁護士と社会福祉士から成る専門職チームを市町村に派遣するなど、市町村等における高齢者虐待への対応を支援することとしています。

このマニュアルは、平成18年11月に策定した「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」を、平成30年3月に改訂された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」の内容を踏まえながら、より実践的な内容に改訂したものです。

実際に高齢者虐待対応に当たる市町村や地域包括支援センターの職員の皆様はもとより、日々、高齢者と接する機会が多い在宅介護サービス・施設サービス事業者の皆様の高齢者虐待への気づきの一助となることを願っております。

結びに、当マニュアルの作成に当たり、御協力をいただきました有識者の皆様や監修いただきました一般社団法人千葉県社会福祉士会、そして、事例等の提供に御尽力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 川島 智

## 《このマニュアルの使い方》

このマニュアルは、平成30年3月に改訂された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）をもとに、対応、手順をより具体的なものとするとともに、根拠をもって高齢者虐待に対応ができるように作成しました。

### 第1章 養護者による虐待の対応 –市町村における業務–

対応のフロー（初動期・対応期・評価・終結）に沿って、それぞれの段階での対応のポイントを示しました。また、使用する帳票とその記載の方法についても具体的に記載しています。さらに、事例により、現場での対応がイメージしやすくなっています。

養介護施設従事者等による虐待については、市町村における対応と養介護施設における対応に分けて、それぞれの役割、対応を明確にしています。

### 第2章 養介護施設従事者等による虐待 –市町村における対応–

介護保険制度の指導監査との関係等を整理し、通報受理から対応、再発防止までの対応のポイントを具体的に記載しています。

### 第3章 養介護施設従事者等による虐待 –施設等における対応–

施設で虐待が発生した際の対応方法を具体的に記載しています。さらに、施設運営上の留意点、管理者の責務について記載しています。

文中に引用している資料については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）資料編に掲載されています。必要に応じ参照してください。

## 目次

### 第1章 養護者による虐待の対応－市町村における業務－

養護者による高齢者虐待対応の対応手順(全体フロー) .....	1
I 権利擁護と高齢者虐待対応	
1. 権利擁護の重要性 .....	3
(1) 高齢者虐待防止における権利擁護 / 3	
(2) 法制度を活用した支援 / 4	
(3) 高齢者虐待対応は介入 / 4	
(4) 適切なタイミング / 4	
2. 養護者による高齢者虐待のとりえ方 .....	4
(1) 「高齢者」のとりえ方 / 4	
(2) 「養護者」のとりえ方 / 4	
(3) 「養護者による高齢者虐待」の定義と類型 / 4	
(4) セルフネグレクト(自己放任)への対応 / 7	
(5) 65歳以上の障害者への虐待について / 7	
(6) 養護・被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について / 7	
(7) 65歳未満の者への虐待について / 8	
3. 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み .....	9
(1) 虐待を未然に防ぐためのアプローチ / 9	
(2) 虐待の早期発見・早期対応 / 10	
4. 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点 .....	14
(1) 高齢者支援の視点 / 14	
(2) 養護者支援の視点 / 16	
(3) 高齢者虐待対応のプロセス / 19	
(4) 虐待対応のプロセスにおける留意点 / 19	
(5) 組織的な虐待対応の視点 / 20	
5. 「高齢者虐待対応帳票」の目的と構成 .....	22
(1) 高齢者虐待対応帳票の目的 / 22	
(2) 帳票の構成 / 22	
(3) 各帳票の種類 / 23	

## Ⅱ 養護者による高齢者虐待対応の流れ

1. 初動期段階 ..... 32
  - (1) 初動期段階の概要 / 32
  - (2) 初動期段階に該当する法的根拠 / 32
  - (3) 相談・通報・届出の受付 / 32
  - (4) 初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議 / 36
  - (5) 初動期段階の事実確認 / 39
  - (6) 高齢者や養護者への訪問調査 / 42
  - (7) コアメンバー会議 / 49
  - (8) 初動期段階の評価会議 / 56
  
2. 本人の安否確認ができない場合(立入調査) ..... 59
  - (1) 法的根拠と法の解説 / 59
  - (2) 立入調査の要否の判断 / 59
  - (3) 立入調査の事前準備 / 60
  - (4) その他の関係者との連携 / 61
  - (5) 立入調査の実施 / 65
  - (6) 立入調査記録の作成 / 65
  
3. 緊急性が高く、分離保護が必要な場合 ..... 66
  - (1) やむを得ない事由による措置 / 66
  - (2) 居室の確保 / 72
  - (3) 面会制限 / 73
  
4. 対応段階 ..... 78
  - (1) 対応段階の概要と範囲 / 78
  - (2) 情報整理項目と虐待発生リスク / 79
  - (3) 虐待対応計画(案)の作成 / 81
  - (4) 虐待対応ケース会議 / 82
  - (5) 協議事項 / 83
  - (6) 成年後見制度 / 84
  - (7) 対応段階の評価会議 / 88
  
5. 終結 ..... 91
  - (1) 評価のまとめと今後の対応についての協議 / 91
  - (2) 虐待対応を終結させる必要性(終結段階) / 92
  
6. 養護者による高齢者虐待への体制整備 ..... 94
  - (1) 市町村の責務と役割 / 94
  - (2) 市町村による判断とそのため協議の場の設定 / 94
  - (3) 市町村が整備すべき体制 / 95

- (4) 県の責務と役割 / 96
- (5) 国の責務と役割 / 97
- (6) 虐待対応と個人情報の取扱い / 97
- (7) 地域包括支援センターと虐待対応 / 104
- (8) 財産上の不当取引による被害の防止(第27条) / 105

## 第2章 養介護施設従事者等による虐待－市町村における対応－

- 1. 定義・概略…………… 109
  - (1) 養介護施設従事者による高齢者虐待のとりえ方 / 109
  - (2) 都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合のフロー / 113
  - (3) 市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合のフロー / 114
  - (4) 介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム  
(含む未届施設)の場合のフロー / 115
- 2. 市町村による相談・通報・届出への対応…………… 116
  - (1) 通報等の対象 / 116
  - (2) 通報等を受けた際の留意点 / 116
  - (3) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 / 116
  - (4) 相談・通報受理後の対応 / 117
  - (5) 通報者の保護 / 117
  - (6) 通報等による不利益取り扱いの禁止 / 117
- 3. 事実の確認・都道府県への報告…………… 118
  - (1) 市町村による事実の確認 / 118
  - (2) 市町村から都道府県への報告 / 119
  - (3) 都道府県による事実の確認 / 123
  - (4) 事実確認の調査項目 / 123
  - (5) 調査を行う際の留意事項 / 124
  - (6) 調査報告の作成 / 125
- 4. 虐待対応ケース会議の開催…………… 125
  - (1) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使 / 125
  - (2) 評価会議・モニタリング / 130
  - (3) 終結 / 130
- 5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表…………… 131
- 6. 身体拘束に対する考え方…………… 131
- 7. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止…………… 134

- (1) 管理職・職員の研修 / 134
- (2) 風通しの良い施設運営 / 134
- (3) 苦情処理体制 / 134
- (4) 組織的運営の改善 / 135

### 第3章 養介護施設従事者等による虐待－施設等における対応－

1. 高齢者の尊厳の確保 .....	139
(1) 権利擁護の重要性 / 139	
2. 施設内での高齢者虐待 .....	139
(1) 高齢者虐待が起こる背景 / 139	
(2) 養介護施設従事者による高齢者虐待のとりえ方 / 139	
(3) 身体拘束に対する考え方 / 142	
3. 施設における高齢者虐待防止の取組み .....	143
(1) 虐待防止に向けた取組み / 144	
4. 虐待が行われた若しくは疑われた場合の対応 .....	146
(1) 養介護施設従事者等の通報義務 / 146	
(2) 施設内での対応体制の確立 / 146	
(3) 施設管理者としての責務 / 146	

#### 参考資料

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律.....	151
○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 施行規則.....	161
○ 老人福祉法(抜粋).....	162
○ 介護保険法(抜粋).....	165
○ 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業実施要領.....	169